

## 明治二十年前後、麻生鯨田炭坑の棟梁に関する一考察

東定, 宣昌  
九州大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/13601>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 5, pp.51-56, 1975-06-25. エネルギー史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 明治二十年前後、麻生鯉田炭坑の棟梁に関する一考察

東 定 宣 昌

麻生鯉田炭坑の棟梁に関して資料を紹介しつつ考察を加えてみよう。棟梁はいうまでもなく、隅谷教授によつて納屋制度の前段階として指定された「頭領制」の中心人物である。資料は『筑豊石炭礦業史資料目録第一集』麻生家文書の中に「M21」と分類された資料がある（これは主として麻生鯉田炭坑関係のものである）が、その中から抜萃した。

しかし、残念ながら資料は断片的であり、これだけでは充分に鯉田炭坑の棟梁を明らかにするものではない。今後納屋や坑夫の資料と突き合せるともう少し明らかになるかと思う。

麻生鯉田炭坑の概況はとりあえず、明治二十年四月戸長役場よりの要請で「其筋」へ提出された「工業及製造所調 明治十九年分」（明治二十年一月起、「鯉田坑山諸方照合要件留」）でかえておきたい。それによると、創業年月は明治十八年一月三日、資本金は二万三千元、株主人員は一人、役員は八人、職工は百六十二人、雇人は三十人、蒸気数は三個、機関馬力は四十二馬力、営業入金は五万五千元、営業支出金は二万二千三百円となっている。なお若干補足すると、麻生鯉田炭坑は明治二十二年四月に三菱に譲渡されている。坑区は明治十七年十月二十八日現在で福岡県嘉麻郡鯉田村字池田外七ヶ所三万一千二百十二坪八合、同山ノ谷他一ヶ所一万七千六百三十坪八合、合計四万八千八百四十二坪六合が、譲渡時の明治二十二年五月一日では嘉麻郡鯉田村佐与村有井村四十五万六千二百八十五坪四合五勺となり、その間に選定鉱区に指定されている。また蒸気捲揚は明治二十年六月に設置された。

なお紹介にあたって、(1)貼紙下は(×)として右側に、(2)加筆された。

たものは△▽に入れて、(3)抹消されたものは左側に 印をつけ、右側に訂正されたものを示した。

(資料1)

## 「鯉田炭坑諸務内則」

### 第一章 職場〔仕操方 鍛冶職 大工等〕

(中略)

第三条 坑務ノタメ負傷セシ者ヲ除ク外病氣引入五日ニ渉ルモノハ其翌日ヨリ月給ノ日割ヲ以テ其日数ニ応シ之ヲ扣除スルモノトス

第四条 病氣又ハ家事ノタメ休業セントスルハ其旨直チニ書面ヲ以テ事務所江届出ヘシ無届不勤スル者ハ月給百分ノ六ヲ徴收ス

第五条 前条休業三日以上ニ踰ル者ハ第三条ノ例ニ因リ月給ヲ扣除ス

第六条 就業時間中ハ飲酒ヲ許サス

(中略)

第八条 通常休暇ハ算用日トス

### 第二章 勘場役

(中略)

第十三条 第三条ヨリ第六条迄並ニ八条ハ本章ニモ之ヲ適用ス

### 第三章 火夫唧筒掛

(中略)

### 第四章 巻掛り

(中略)

第五章 棟梁役

第廿二条 大棟梁ハ常ニ坑夫ノ勤怠出入ヲ監査シ坑夫仲間ノ調和ヲ謀リ成ヘク一日一回ハ入坑シ唧筒ハ並ニノ揚水ノ法方ノ法方ハ及ヒノ坑内一切ノ見ケベヲナスヘシ

第廿三条 平棟梁ハ大棟梁ノ職務ヲ補佐シ側ハラ坑内切羽場所ヲ指定シ之ヲ坑夫ニ分配スヘシ

第廿四条 第十三条ハ本章ニモ之ヲ適用ス

(明治二十一年一月改「雜用書類留」)

右の資料に日付はないが、繰込の状況から明治二十一年末か二十二年始めのものと思われる。これによつて麻生鯉田炭坑においては、棟梁として坑内一切の見ケベをする大棟梁と、大棟梁を補佐し、切羽を指定する平棟梁が存在したことがわかる。そして第廿四条の規定は、これら棟梁がおそらく採炭請負人ではなく、直轄の棟梁であつたことをうかがわしめる。

(資料2)

「鯉田坑山坑業中受持人定

瓜生 長右衛門

一 採掘石炭坑口ニテ受取方

一 山川諸賃金渡方ニ付受持人ヨリ振出切符ノ事務算方ケ方

一 坑内江昼夜ノ別ナク入坑シ坑内事業見ケベ方

一 器械配置ニ付職工人取締方

一 当分宮坂長三郎協議之上坑内事業之指図方

白土 茂三郎

一 採掘石炭坑口ニテ受取方

一 山所諸賃金渡方計算之上切符振出方

一 職場諸入切品及坑内外諸物品取締及貸方

一 ケイトル水量交番ニテ調査方

一 坑内外方仕役人当時操出セ方

谷 清三

一 採掘石炭坑口ニテ受取方

一 毎日採掘石炭岡出及ケイトル焚之石炭ホヲ計算シ塊粉ヲ明瞭ニ調査シ余欠ヲ坑主ニ報告方

一 ケイトル水量調査方及火夫之取締方

宮坂 長三郎

一 坑内江昼夜之別ナク入坑シ坑内事業之指図方

一 坑夫取締及坑夫出入取締方

一 ケイトル水量交番ニテ調査方

菅原 直七

一 十九年九月廿五日ノ退ス 松岡 嘉右衛門

一 十九年十月二日ノ命ス 小石 作平

一 坑内江昼夜之別ナク入坑シ坑内事業ヲナシ及取締ナスヘシ

一 ケイトル水量交番ニテ調査方

一 坑内事業ハ惣テ宮坂長三郎と協議スヘシ

一 小石作平ハ十九年十月二日ノ坑夫仕役操出セ方

前田 藤次郎

一 坑内ヘ昼夜之別ナク入坑シ坑内盤割事業及其他事務ヲナシ及坑内ノ見ケベヲナスヘシ

一 坑内事業ハ惣テ宮坂長三郎と協議スヘシ

金政 茂十郎

一 石炭岡出岡入積入方

一 川所諸賃金渡方計算之上切符振出方

一 取扱フ石炭ハ毎日塊粉ヲ調査シ明瞭ニ計算シ余欠ヲ坑主ニ報告方

一 山所仕操中ハ夜半ヲ交代ニテ名ツ、詰切山勘場之補助

一 村上 甚右衛門

一 石炭岡出岡入積入方

一 川所諸賃金渡方計算之上切符振出方

一 取扱フ石炭ハ毎日塊粉ヲ調査シ明瞭ニ計算シ余欠ヲ坑主ニ報告方

一 山所仕操中ハ夜半ヲ交代ニテ名ツ、詰切山勘場之補助

(後略)

(明治十九年八月五日 「鯉田坑山坑業中受持人定」)

後略とした部分は右全員に対する坑主の一般的注意事項であるので掲げるのを省略した。麻生家の鯉田炭坑経営期間は比較的短期間であり、管理職の移動が少ないため、右の資料から資料1の大棟梁、平棟梁を具体的に指定してみたい。

谷清三、白土茂三郎は岡(山) 勘場の受持で、金政茂十郎、村上甚右衛門は川勘場を受持ち、即ち資料1の勘場役であったと思われる。

瓜生長右衛門は勘場役であるとともに、資料1にいう職場の監督者でもあり、棟梁役の任務をも受持つている。従つて若干疑問は残るが、瓜生長右衛門は資料1の大棟梁ではなかつたのではなからうか。むしろ大棟梁としては宮坂長三郎の任務がもつともよく適合している。

茶原直七、松岡嘉右衛門、小石作平は平棟梁であつたと思われる。前田藤次郎はここに掲げた以外の資料等から平棟梁ではなかつたのではないかと思われるが、保留しておきたい。右のようにみると、麻生鯉田炭坑には一人の大棟梁と数名(明治十九年では二、三人)の平棟梁が存在したようである。

なお右の資料より棟梁は職務として、坑内事業、坑夫取締の他に、勘場役と共にケイトルの水量調査をしている。これが筑豊の一般的状況であつたか否かは不明であるが、『石炭時報』第一巻一号の麻生太吉の回想談とを重ねてみると興味深いものがある。

(資料3)

一 証

嘉麻郡鯉田村字山ノ谷外七ヶ所借区三万千式百拾式坪八合今般開坑御出願ニ相成免許之上開業ニ御着手之時坑夫或ハ川船其他坑業ニ関シ御入用之人夫ハ至当之賃金ヲ以御雇人ニ相成<sup>(ウハカ)</sup>口<sup>(ウハカ)</sup>口<sup>(ウハカ)</sup>何時ニテモ仕役ニ応シ右仕役中ハ万事坑主ノ指揮ニ<sup>(随)</sup>随<sup>(随)</sup>可申尤今般借区出願ニ付無謂苦情<sup>(苦情)</sup>

ヲ申立シ者ハ御仕役ニ不相成イ事右一証差入置候処如件

鯉田村小前惣代

金 政 茂十郎 ④  
村上 甚右衛門 ④  
谷 茂市郎 ④  
宮 坂 茂 八 ④  
同 長三郎 ④  
山 本 兵次郎 ④  
金 政 嘉三郎 ④

明治十七年八月廿二日

沖田借区主

麻 生 太 吉 殿  
福 間 嘉市郎 殿  
白 土 茂三郎 殿

(明治二十年一月改 「鯉田坑山諸定約証留」)

(資料4)

一 記

一 坑夫四名 阿 わ 清太郎  
右之通り差出シ申候也 今 村 吉太郎  
明治廿一年 久 我 利 八  
子七月三十一日

長崎県北松浦郡

下寺村

土 肥 大九郎 ④

(嘉麻) 加戸郡立岩村

麻 生 太 吉 殿

(明治二十一年一月改 「雑用書類留」)

棟梁が坑夫の募集をしていたか否かを明らかにする資料は見当らな

い。しかし、開業前の記録である資料3によると、のちに鯉田炭坑の棟梁となる宮坂長三郎や勘場役を勤める金政茂十郎、村上甚右衛門等が坑夫の斡旋を申出ている。これに対して麻生太吉外二名より、金政茂十郎外六名に、同年八月二十六日付で「川船又ハ坑夫其他坑業関係ノ人夫ハ至当之賃金ヲ以雇入可申候」旨の証文が指出されている。しかしこの資料にみる限りでは、この坑夫募集は鯉田村か、あるいはせいぜい近隣の村々を対象としているにすぎない。またその募集は棟梁の職務として規定されたものではなかつたようである。ともあれ、明治二十一年には資料4にみられるように、棟梁とは別に募集人或は斡旋人がいたことがわかる。

(資料5)

「加藉願

広嶋県安芸国加茂郡冠村

松浦 賀六次男

万延元年申七月廿五日 松浦 才助

右私兼而石炭堀稼ノ者ニ而所々炭山へ出稼仕戸籍編成ノ際出稼中ニ而脱漏相成奉恐縮候今般福岡県嘉麻郡鯉田村千三百七拾七番地平民宮坂長三郎処へ同居仕加藉相願度此段奉願ひ也

嘉麻郡鯉田村千三百七十七番地

平民 宮坂 長三郎

明治廿年三月廿六日 松浦 才助 ㊦

立岩村外四ヶ村

戸長 村田 嘉納 殿

(資料6)

「加藉願

長崎県肥前国東松浦郡岩屋村

平民 山本 勘市 長男

嘉永五子年十一月十日 山本 嘉三郎

安政四巳年十月十日 妻 ツル

明治元辰年八月十日 スエ

明治十丑年五月六日 トメ

右私兼而石炭堀稼ノ者ニ而所々炭山へ出稼仕戸籍編製ノ際出稼中ニ而脱漏相成奉恐縮候今般嘉麻郡鯉田村千三百六十六番地平民小石作平処へ同居仕加藉相願度此段奉願ひ也

嘉麻郡鯉田村千三百六十六番地

平民 小石 作平

明治廿年三月廿六日 山本 嘉三郎

立岩村外四ヶ村

戸長 村田 嘉納 殿

(明治二十年一月起 「鯉田坑山諸方照合要件留」)

(資料7)

「作平納屋内

一円四拾銭 忠平

四円 末吉

(源次郎

一円五十銭 秀一

一円五十銭 力太郎

一円五十銭 太右衛門

(明治二十一年一月改 「雑用書類留」)

麻生鯉田炭坑における棟梁と納屋頭の関係を明らかにする資料は見あたらず、断片的資料から推測せざるを得ない。資料5、資料6として掲げた「加藉願」は「鯉田坑山諸方照合要件留」の中に多数綴り込まれているものの中から例示的に抜き出したものである。裏紙が他の記録に使用されているものもあるので全部が備っているのではないよ

うである。これと類似のものとして麻生太吉と連名で戸長役場に提出された「寄留御届」も繰り込まれている。しかし後者は坑夫ではなかつたのではないかと思われる点があり、検討が必要である。資料7は半紙二ツ折に墨書されているもので、おそらく前借金を記したものと推測される。ここで「作平納屋内」と記されていることに注意したい。資料5、6、7より、大棟梁の宮坂長三郎や平棟梁の小石作平は同時に納屋を経営していたようである。しかし次のような資料もみることができるのである。

(資料8)

弥三郎	利三次	弥介	惣右衛門	勝三郎
同人内	同人内	同人内	同人内	同人内
久造	直右衛門	庄作	忠五郎	源七
同人内	同人内	同人内	同人内	同人内
徳右衛門	半右衛門	平四郎	藤七	杉松
同人内	同人内	同人内	同人内	同人内
両七	武次郎	忠吉	松次郎	和四郎
同人内	同人内	同人内	同人内	同人内
勘七	新次郎	助九良	貞五郎	与力
同人内	同人内	同人内	同人内	口介
才介	忠松	磯吉	弥吉	同人内
同人内	同人内	同人内	治七郎	
市平	永四郎	仲武次郎	太右衛門	
同人内	同人内	同人内	三太郎	
嘉三郎	平右衛門	熊造	源四郎	
同人内	同人内	同人内	藤右衛門	
市太郎	善六		与四郎	
同人内	同人内		友十	

忠善	彦七	久右衛門
同人内	同人内	新造
竹田豊吉	納屋	
倉松惣七	又四郎	藤三郎
東山仲次郎	太七	光次郎
清造仁市	八太郎	於蘘
後嘉右衛門	後	弥五郎
松尾次六納屋		
治一郎貞吉	善四郎	百太郎
清三郎猪之吉	末吉	藤四郎
竹次郎浅吉	政太郎	文造
松次郎国造	茂平	卯平
谷口太郎納屋		
勝四郎勘兵衛	正一	勘太郎
与一郎口右衛門	市太郎	長七
吉次郎宅平	徳次郎	作造
弥右衛門市六	於蘘	小原
次六		
内		
甚七	久三	
房吉	畑中	幾太郎
一月十七日改		芳太郎
合計 百六拾貳名	宮坂長三郎	
野見山米吉様		
(明治二十一年一月改「雑用書類留」)		

資料8は繰り込みの状況から明治二十二年のものかと思われる。この資料が宛てられている野見山米吉は麻生太吉の妹婿で、麻生太吉が事

務一切を一任していた人である。書き上げられている人名百六十二名（実際は百五十二名）は麻生鯨田炭坑の全坑夫であると思われる。ところが、この資料によると竹田豊吉納屋、松尾次六納屋、谷口太郎納屋が存在し、それぞれ二十名前後の坑夫が所属しているが、竹田豊吉、松尾次六、谷口太郎がどのような人物であったか、他の資料には全く見ることができないのである。

従つて資料5、6、7、8を整合的に理解しようとする、次のように推測することができるであろうか。即ち各棟梁は納屋を経営していたが、その経営においては、棟梁の責任で納屋を管理する納屋頭を任命していたと。

（資料9）

一 記

鯨田炭坑ハ坑業中ノ勘場頭梁給料左之通相定メ貴殿衆雇入候条雇役中ハ拙者之指揮ニ随ヒ御勉強可被成候若万一指揮ニ相背キ又ハ不行届ハ有之再度教諭ヲ加ルト申モ尚不行届アル 故若不正ノ所為アルト見認タル時ハ解雇致候為後日一証相渡置候事

一 山所一切之勘場給料ハ若松港ニテ売捌石炭壹万斤ニ付金拾銭ト相定メ雇役人員ニ割合支給候事尤時宜ニ依リ給料額ヲ改正スルコトアルヘシ

一 頭梁給料右同断

一 積入場一切之勘場給料右同断

一 勘場頭梁貴殿ハ衆ノ外ハ拙者適宜ニ雇入給料ハ前三項之定額給料之内ヨリ割合ヲ以支給スル事

明治十九年五月十五日

坑主 麻生 太吉

金 政 茂十郎 殿

宮 坂 長三郎 殿

瓜生 長右衛門 殿

谷 清三郎 殿

村上 甚右衛門 殿

（明治二十年一月改 「鯨田坑山諸定約証留」）

棟梁の賃金は右にみるように、勘場役と同じく業績賃金であるが、出炭高に応じて支払われたのではなく、販売高に応じて支払われていることに注意したい。この規定によつて実際にはどの程度の収入を得ていたであろうか。明治二十一年の場合、全販売高が三千二百二十六万五千五百斤で、宮坂長三郎はこれに対する五掛、即ち百六十一円三二七五、小石作平は二五掛で八十円六六三七であった。茶原直七は途中で退職したのか三百五万八六五十斤に対する二五掛で七円六四六六となっている。これを月収入にすると宮坂長三郎は十三円四十銭強、小石作平は六円七十二銭強となる。これは「明治二十一年一月改 雑用書類留」に綴り込まれている表によるものである。実態をより正確詳細にみるためには『筑豊石炭礦業史資料目録』第一集の麻生家文書の中で「す」に分類されている「鯨田坑名寄帳」の分析にまたなければならぬ。

棟梁の収入としては、この他に納屋経営からの収入があつたかと思われるが明らかでない。

資料の紹介にあつて御厚意を受けた麻生家と麻生病院事務長深町純亮氏に厚く感謝の意を表する。